



子宮頸がんワクチン接種はお済みですか？

宮崎県は子宮頸がんり患率が高い状況です！

問／福祉事務所子育て支援係
☎72-1123 (内線505)

●ウイルス感染で起こる子宮頸がん

子宮頸がんのほとんどがHPV(ヒトパピローマウイルス)というウイルスの感染で生じることが発見されました。HPVには200種類以上のタイプがあり、子宮頸がんの原因となるタイプが少なくとも15種類あることが分かっています。

日本では小学校6年～高校1年相当の女性(定期接種対象者)を対象にHPVワクチンの接種を公費で提供しています。

●HPVワクチンの接種を逃した方(キャッチアップ対象者)へ

次の2つを満たす方が、キャッチアップ対象者です。

- ①平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの女性
- ②過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない

※過去に接種したワクチンの種類や接種時期については、母子健康手帳などでご確認ください。

●接種可能な時期について

上記のキャッチアップ対象者は、令和4年4月～令和7年3月の3年間、公費で接種できます。3回の接種完了するまでに十分な期間が設けられていますが、なるべく早く接種しましょう。

●ワクチンの種類(定期接種対象者、キャッチアップ対象者)

公費で接種できるHPVワクチンは、2価ワクチン(サーバリックス)、4価ワクチン(ガーダシル)、9価ワクチン(シルガード9)の3種類あります。

●県外で接種する方

子育てINFO内参照

●HPVワクチン任意(自費)接種費用償還制度について

HPVワクチン接種の積極的勧奨の差し控えにより定期接種の機会を逃し、任意(自費)で接種した方に費用の償還を行っています。

●対象者＝キャッチアップ接種対象者で令和4年8月31日までに国内で2価もしくは4価ワクチンの任意(自費)接種を受けた方(※9価は対象外)

●申請に必要なもの＝申請書(市公式サイトでダウンロード、窓口お渡し)、接種したことが分かる母子健康手帳などの写し、接種費用の分かる領収書などの原本(無い場合は市の定める額)

●申請期日＝令和7年3月31日まで

子育てINFO

「子ども予防接種」

●麻しん風しん(1期)・2種混合ワクチン・日本脳炎も個別通知をしております。その他のワクチンと併せてお早めの接種をお願いいたします。

●県外で接種する方について

市内に住所がある方で、県外で定期接種、キャッチアップ接種をされる方は、**事前に申請**することで、償還払いにより、予防接種費の一部または全額を助成することができます。

・申請に必要なもの：予防接種実施依頼書交付申請書(市公式サイトでダウンロード、窓口お渡し)

ハッピースマイル

福浦 礼唯くん
(令和4年12月21日生)

福浦 周・加奈さんの次男(福島地区)

おだやかでお利口さんならいくん。お兄ちゃんお姉ちゃんが面倒をよく見てくれていて、あやすと声を出して笑ってくれます。また、食欲旺盛でこれからの成長が楽しみです。これからも元気にすくすく兄弟仲良く育ってね。



ご存じですか？医療費助成制度

本市では、中学生以下のお子さんやひとり親家庭の方、障がい者の方などが安心して医療を受けられるよう、医療費助成事業を実施しています。

| | 子ども医療費助成 | 母子および父子家庭等医療費助成 | 重度心身障がい者医療費助成 |
|-----------------|---|---|---|
| 対象者 | 0歳から中学3年生までの児童 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童を養育するひとり親家庭などの父母または配偶者のいない養育者(児童・生徒が18歳になる年度末まで。ただし、進学などで引き続き扶養する場合は、最長で20歳の誕生日の前日まで) ・ひとり親家庭などの児童・生徒(18歳になる年度末まで) ・父母のいない児童・生徒(18歳になる年度末まで) | <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1、2級の交付を受けた方 ・療育手帳Aの交付を受けた方 ・身体障害者手帳3級と療育手帳B-1両方の交付を受けた方 |
| 助成内容 | 医療費の自己負担分を助成(保険対象医療費に限る) | 1カ月の医療費が1,000円を超えた場合、その超えた額を助成(保険対象医療費に限る) | <ul style="list-style-type: none"> ●通院 1カ月あたり1診療報酬明細(1医療機関)の医療費が500円を超えた場合、その超えた額を助成(保険対象医療費に限る)。薬局での薬代は、自己負担分を助成。 ●入院 1カ月あたりの医療費が1,000円を超えた場合、その超えた額を助成(保険対象医療費に限る)。 |
| 受給資格者証の申請に必要なもの | ①請求者の通帳 ②対象児童の保険証 ③マイナンバーカード | ①請求者と対象児童の戸籍謄本 ②請求者の通帳 ③請求者と対象児童の保険証 ④マイナンバーカード | ①障害者手帳 ②請求者の通帳 ③請求者の保険証 ④マイナンバーカード |
| 助成の申請方法 | <ul style="list-style-type: none"> ●県内の医療機関 窓口「受給資格者証」を提示すれば、医療費の支払いはありません。 ●県外の医療機関 医療費を支払っていただいた後、福祉事務所で払い戻しの手続きが必要です。申請書と領収書をご提出ください。※オンライン申請可 | <ul style="list-style-type: none"> ●通院 医療費を医療機関で支払った後、福祉事務所で払い戻しの手続きが必要です。申請書と領収書をご提出ください。※オンライン申請可 ●入院 県内の医療機関の場合は、窓口「受給資格者証」を提示すれば、助成が受けられます。県外の場合は、通院と同様の手続きが必要です。 | <ul style="list-style-type: none"> ●県内の医療機関 窓口「受給資格者証」を提示すれば、助成が受けられます。 ●県外の医療機関 医療費を医療機関で支払った後、福祉事務所で払い戻しの手続きが必要です。申請書と領収書をご提出ください。 |
| 申請受付締切日 | 毎月末日 | 毎月末日 | 毎月10日 |

次の場合は手続きが必要です！

- ・健康保険証、住所、氏名が変わったとき
- ・振込口座を変更するとき
- ・受給資格者証をなくしたり、破損したとき
- ・対象要件に該当しなくなったとき



助成の申請は1年以内に！

- ・受診月から1年を過ぎると、助成金の支給はできません。
- ・申請受付締切日以降、同月、同医療機関の分がすでに申請済みの場合は、別日の利用分であっても再度の申請、支給はできませんので、申請は受診月の翌月以降に行うようにしてください。

医療機関への適正受診にご理解とご協力を！

- ・救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診しましょう。
- ・同じ病気で複数の医療機関を受診する「はしご受診」は控えましょう。
- ・普段の健康管理をしてくれる「かかりつけ医」をもちましょう。
- ・お薬手帳を活用しましょう。
- ・「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」を活用しましょう。

問／福祉事務所子ども政策係・自立支援係 ☎72-1123 (内線507・503)